

運営権ガイドラインの改正について

平成 30 年 10 月
内閣府民間資金等活用事業推進室

1. 改正の趣旨

本年 6 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 60 号）」（以下、「改正法」という。）が成立したことに伴い、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（以下、「運営権ガイドライン」という。）につき、所要の改正を行う。

2. 運営権ガイドライン改正の概要

(1) ワンストップ窓口制度及び報告徴求、助言・勧告制度に関する手続の追加

改正法第 15 条の 2 の規定を踏まえ、実施方針に関する留意事項として、ワンストップ窓口制度の利用を検討する旨を規定。(2(1)2.(4)) また、改正法第 15 条の 3 の規定を踏まえ、リスク分担及びモニタリングに関する留意事項として、報告徴求、助言・勧告がなされる可能性がある旨を規定。(4(1)2.(10)、11(1)2.(5))

(2) 利用料金の設定に関する特例を利用する場合に留意すべき事項の追加

改正法第 23 条第 3 項において、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たしたときには、地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設けたことを踏まえ、当該特例を利用する際に留意すべき事項として、実施方針に関する条例に定めるべき利用料金の範囲は、利用料金の上限及び下限の双方を定めることを原則とすること等について規定。(5(1)2.(5)・(6))

(3) 運営権の移転に伴う指定管理者の指定に係る議会の議決に関する特例を利用する場合に留意すべき事項の追加

改正法第 26 条第 5 項において、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設けたことを踏まえ、当該特例を利用する際に留意すべき事項として、普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後、当該指定について、原則としてできるだけ速やかに議会に報告すべきものであり、特段の事情がない限り、当該指定後に開催された最初の議会の会期中に報告する必要があること等について規定。(14(1)2.(6)・(7))

(4) その他条ずれ等に係る修正